

工場の設置等に関する届出について（令和6年4月1日現在）

届出に関わる法令		① 工場立地法		②（準則条例） 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例の届出	③（兵庫県条例） 工業立地の適正化に関する条例の届出
1	【届出先】	尼崎市 産業政策課		尼崎市 産業政策課	尼崎市 産業政策課
2	【届出対象工場】 （特定工場）	業種	製造業・電気供給業（水力発電、地熱発電及び太陽光発電を除きます。）・ガス供給業・熱供給業		製造業・電気供給業（水力発電、地熱発電及び太陽光発電を除きます。）・ガス供給業・熱供給業
		規模	敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上		敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上
3	【設置場所】	条例対象区域内（工業系用途地域内）		条例対象区域内（工業系用途地域内）	
		工業専用地域	工業地域・準工業地域		
4	【面積率等の要件】	緑地面積率	10%以上	15%以上	20%以上
		環境施設面積率	15%以上	20%以上	25%以上
		重複緑地の算入率	50%以上（国の基準で上限25%を緩和）		
5	【届出時期】				
	工場緑化等の実施の届出の30日前まで	※準則条例の届出が必要な場合		工場緑化等の事前協議書提出	
	工場立地法の届出まで			工場緑化等の実施の届出	
	工事着工の90日前まで	工場立地方法の届出	短縮申請をした場合、届出から工事着工までの期間が短縮されます		新設届・変更届の届出
	工事着工の60日前まで			(工場緑化等の事前協議書提出：短縮申請をした場合)	(新設届「工事着手等期間短縮願」を提出した場合)
	工事着工の30日前まで	工場立地方法の届出（短縮申請をした場合）		(工場緑化等の実施の届出：短縮申請をした場合)	(変更届「工事着手等期間短縮願」を提出した場合)
6	その他	届出が必要な主な事項 1. 製品の変更を行う場合 2. 建築面積が増加又は減少する場合 3. 敷地面積が増加又は減少する場合 4. 機械設備を入れ替える場合 5. 緑地面積、環境施設の面積が減少する場合 6. 会社名、工場名、届出者の所在地を変更する場合		本条例に基づく尼崎市の基準に適合するよう工場立地法の届出を行う場合（法準則である緑地面積20%以上、環境施設面積率25%以上を下回る場合）は、併せて当該条例に基づく工場緑化等の事前協議書及び実施の届出が必要です。	

用途地域指定の確認「地図情報あまがさき」
<https://amagasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

2次元コードより、スマホ向けの地図を利用できます。

